

# 昭和戦前期における女学校（各種学校・女子実業学校） 体操科受持ち教員について：

『中等教育諸学校職員録』（1930年，1934年），  
『高等女学校女子実業学校職員録』（1939年）を手懸かりに

A Study on Girls' Miscellaneous Schools and Business Schools Teachers who  
taught Gymnastics in the Showa Era Pre-World War II:  
An Analysis of the *List of Personnel* (published in 1930, 1934, 1939)

キーワード：女子体育教師，各種学校としての女学校，女子職業学校  
Keywords: Female Physical Education Teachers, Girls' Miscellaneous Schools,  
Girls' Business Schools

掛水 通子

KAKEMIZU Michiko

## Abstract

Historical materials for this study were acquired from the *List of Personnel of Secondary Schools* (published in 1930, 1934, 1939). During the Showa pre-war days, Girls' Miscellaneous Schools (non-government controlled schools) and Girls' Business Schools did not require their teachers to have a teaching qualification. Furthermore, it was not necessary to follow the Girls' High School Gymnastics' Syllabus of 1903 which states that: "We will, to the best of our ability, have girls' gymnastics taught by female teachers."

While the number of schoolgirls at Miscellaneous Schools and Girls' Business Schools increased overall in the Showa pre-war days, the average number of female teachers who taught gymnastics per school increased by only 0.2 - from 0.5 to 0.7 - between 1930-1934, less than other girls' high schools. Between 1930 and 1939, the percentage of schools who were assigned female teachers who taught gymnastics rose from 42.6% to 57.7%.

By 1939, the percentage of female teachers who taught only gymnastics at girls' miscellaneous schools and girls' business schools had increased to 58.0%. However, there were higher numbers of female teachers who taught two subjects compared to male teachers. For teachers who taught a subject in conjunction with gymnastics, music was the most common second subject.

## はじめに

本研究は、女子体育教師<sup>注1)</sup>の確立過程を検討するための研究の一部であり、本稿は昭和戦前期を対

象とする。昭和戦前期の女子体操科教員に関しては、1937(昭和12)年の永田による調査(1938)、女子体操科教員養成機関の卒業生数や体操科教員免許状取得状況等(掛水, 1987)、「女子体育は女子の手

で」について(掛水, 1994), 私立東京女子体操音楽学校の卒業生に対する調査(掛水, 1993, 1995) 女子体育教師養成史における臨時教員養成所の位置と役割(掛水, 2010)等の研究がある。

筆者は, 1903(明治36)年の高等女学校教授要目体操科の「教授上ノ注意1」で「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」が示された後, 女子教育の機会が拡大し女学生が増加した女子中等学校での体操科受持ち教員の実態を, 1903(明治36)年度から1940(昭和15)年まで名称を変えながら発行された一連の『諸學校職員録』, 『中等教育諸學校職員録』, 『高等女學校女子實業學校職員録』(以下「職員録」と略すことがある)を用いて明らかにしようとしている。

本研究で対象とする昭和戦前期は, 戦時体制により, 徴兵制度上の特典がなくなっていく時期である。兵役法で中等学校以上の卒業生と師範学校卒業生にあった短期現役制の特典は1939(昭和14)年3月9日の兵役法改正でなくなる(加藤, pp. 211-21.)。昭和13年と14年版「職員録」には, 出征中の教員に出征中(応招中, 応召中)と記載されている。女子体育教員養成では, 1937(昭和12)年に東京女子高等師範学校本科によりやく, 体育科が設置されたがまだ卒業生が出ていない時期である。

すでに, 内地については明治後期高等女学校(掛水・山田, 2011b), 女学校(掛水, 2011a), 大正後期高等女学校・実科高等女学校(掛水, 2015a), 女学校(掛水, 2015b), 昭和戦前期高等女学校・実科高等女学校(掛水, 2014)が, 外地については, 大正後期および昭和戦前期の女子中等学校(掛水, 2013a, 2015c)については明らかにされている。昭和戦前内地における女学校(各種学校・女子実業学校)の体操科受持ち教員の実態についても明らかにされた(掛水, 2015d)が論文に纏められていない。女学校(各種学校・女子実業学校)の多くは戦後, 新制高校に継承していく。女子中等教育は高等女学校を中心に考えられがちであるが, 様々な教育内容で多くの生徒が学んでいた各種学校としての女学校や女子実業学校等にも目を向けなければならない。

本研究では各種学校としての女学校や女子実業

学校等を一括して女学校(各種学校・女子実業学校)とする。この時期には「小学校ニ類スル各種学校」, 「中学校ニ類スル各種学校」, 「高等女学校ニ類スル各種学校」, 「実業学校ニ類スル各種学校」, 「専門学校ニ類スル各種学校」, 「盲学校及聾啞学校ニ類スル各種学校」, 「其ノ他ノ各種学校」の7種類の各種学校があり, 「中学校ニ類スル各種学校」以外はそれぞれ女子生徒が学んでいた。例えば, 1930(昭和5)年には, 「高等女学校ニ類スル各種学校」は全員, 「其ノ他ノ各種学校」は53.4%, 「実業学校ニ類スル各種学校」は28.2%, 「専門学校ニ類スル各種学校」は16.5%が女子生徒であった。各種学校の学科目は定められておらず, 女子実業学校の体操科は必修科目ではなかった。文部省年報には「高等女学校ニ類スル各種学校」以外は男女学校別に統計されていない。

本研究の目的は, 昭和戦前内地<sup>注2)</sup>における女学校(各種学校・女子実業学校)体操科受持ち教員の実態を, 明治後期大正後期の女学校, 昭和戦前期高等女学校・実科高等女学校と比較しながら明らかにすることである。1930(昭和5)年, 1934(昭和9)年発行『中等教育諸學校職員録』, 1939(昭和14)年発行『高等女學校女子實業學校職員録』に掲載された女学校(女学校・女子実業学校)体操科受持ち男女教員配置学校数, 男女別教員数, 受持ち教科数, 受持ち教科名, 女子体操科受持ち教員出身学校等を分析する。

## 1. 『中等教育諸學校職員録』と女学校について

### (1) 『中等教育諸學校職員録』について

『中等教育諸學校職員録』は1903(明治36)年創立の中等教科書協會が発行したもので, 第1版は1903(明治36)年度の調査結果が1904(明治37)年1月24日に『諸學校職員録』という名称で発行されている。以後, 1923(大正12)年版のみが関東大震災のため発行されなかったが, 名称を変えながら1940(昭和15)年度まで全37年分発行されている。1906(明治39)年版は『中等教育諸學校職員録』と名称を変更, 1938(昭和13)年版からは学校数が増加

したため師範学校中学校、高等女学校女子実業学校、実業学校に三分冊された。昭和期女子中等学校が記録された「職員録」現物の所在が確認できるのは12年分(2-7年、9-14年)である。全職員録の分析は困難であるので、本研究では、間隔を考慮して、1939(昭和5)年度、1934(昭和9)年度、1939(昭和14)年度の3年分の「職員録」を用いた。

「職員録」には、学校名、住所、現在生徒数、創立年、学校長名、受持ち教科名、名前が記載されている。1908(明治41)年版まで記載されていた職名別(教諭、教諭心得、助教諭、助教諭心得、嘱託等)は、1921(大正10)年版以降にはない。性別や出身校は記載されていないので、名前、受持ち教科名、各女高師、各臨教や各体操学校等の卒業生名簿等と照合して出身校と性別を判定した。性別判定誤りの可能性も否定できず、研究の限界もあるが、全国の学校の教員の実態を知ることができる史料は他にないため本史料を用いた。「職員録」から体操科受持ち教員名を抽出し、名前、受持ち教科数、受持ち教科名、卒業学校名と卒業年を記載した一覧表を作成した上で分析した。

## (2) 女学校について

1930(昭和5)年、1934(昭和9)年、1939(昭和14)年に女学校と称される学校には、高等女学校令(明治32年2月)による高等女学校、高等女学校令改正(明治43年10月)による実科高等女学校、高等女学校令によらない「各種学校」としての女学校および実業学校令による実業補習学校や職業学校としての女子実業学校があった。

各種学校は、「各種学校教員については、一種の学校組織であるにもかかわらず彼らに教員免許状などの一定の資格が求められた訳ではなく、そのような制度がなかったのである」(加島, 2008, pp. 279-80)と、教員については資格が求められておらず、学校の定義も基準も明文化されていなかった。

女子実業学校は、制度上は実業学校中の実業補習学校と職業学校であり、実業補習学校の体操科は「適宜選擇シテ之ヲ加設スルコトヲ得」(教育史編纂会, 1964b, p. 525)とする選択科目で、職業学校

の体操科は「缺クコトヲ得」(教育史編纂会, 1964b, p. 520)と、欠いてもよい科目であった。したがって、女学校(各種学校・女子実業学校)に体操科受持ち教員は必ずしも配置されていなかった。

実業学校とは「實業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ特性ノ涵養ニカムヘキモノトス其ノ種類ハ工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校其ノ他實業教育ヲ為ス學校及實業補習學校トシ」(文部省, 1925a, p. 220)と定義されている。さらに、「其ノ他実業教育ヲ為ス學校」とは「職業學校ト二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校」(文部省, 1925a, p. 222)としている。

「其ノ他実業教育ヲ為ス學校」が職業学校であり、1921(大正10)年には「職業学校規程」が制定された。したがって、職業学校、実業補習学校は実業学校のなかに位置付けられ、昭和戦前期にもこの規程によっていた。

『学制百年史』によると、「従来からの実業学校のほかに、社会状況に応じてその他の実業教育を行なう職業学校が認められた。この種の学校は、尋常小学校卒業程度を入学資格とし、修業年限二年以上四年以内で、裁縫・手芸・料理・写真・簿記・通信その他各種の職業についての学科を設けることができるとした」(文部省, 1972)とされる。「職業学校規程」では「第五條 職業學校ノ學科ハ裁縫、手藝、割烹、寫眞、簿記、通信術其ノ他特種ノ職業ニ付之ヲ定ムヘシ(後略)」、「第六條 職業學校ノ學科目ハ修身、國語、數學、體操並職業ニ關スル學科目及實習トス但シ體操ハ之ヲ缺クコトヲ得(後略)」(教育史編纂会, 1964b, p. 520)と学科や学科目を定め、その他にも加えることができる学科目もあった。

また、附則で、「本令施行ノ際現ニ存スル徒弟學校規程ニ依ル女子職業學校ハ本令ニ依ル職業學校ト看做ス」(教育史編纂会, 1964b, p. 521)とし、徒弟学校も職業学校となった。

実業補習学校は1920(大正9)年に改正された実業補習学校規程によっている。体操科は「必要ニ應シ歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語其ノ他學科目ヨリ適宜選擇シテ之ヲ加設スルコトヲ得」(教育史編纂会, 1964b, p. 525)と、選択科目で

あった。

本研究で対象とする女子実業学校は、女子の「職業学校」を含む「其ノ他実業教育ヲ為ス学校」と「実業補習学校」である。

### (3) 『中等教育諸学校職員録』における女学校

1930(昭和5)年版『中等教育諸学校職員録』掲載合計学校数は3768校で、女子の学校は官立高等女学校(3校)、官立実科高等女学校(1校)、女子師範学校(46校)、公立高等女学校(599校)、私立高等女学校(各種学校を含む)(754校)、公立実科高等女学校(185校)、私立実科高等女学校(18校)に分類され、合計1606校であった(中等教科書協會, 1930, 目次)。1921(大正10)年版までは本研究で対象とする各種学校は「各種学校(女子部)」と分けて分類されていたが、1930(昭和5)年は私立高等女学校のなかに含まれている。

1934(昭和9)年も同様の分類方法で、女子の学校の合計は1733校、私立高等女学校(各種学校を含む)は875校であった。この私立高等女学校数の中に、本研究で対象とする各種学校と女子実業学校が含まれることになる。

一方、各年の文部省年報(文部省, 1933, pp. 231-33.; 文部省, 1938, pp. 245-48.; 文部省, 1979, pp. 246-49.)によると、全部女子生徒であった「高等女学校ニ類スル各種学校」の数は1930(昭和5)年69校、1934(昭和9)年70校、1939(昭和14)年78校であった。しかし、「実業学校ニ類する各種学校」は1930(昭和5)年76校、1934(昭和9)年605校、1939(昭和14)年667校、「其ノ他ノ各種学校」は1930(昭和5)年1390校、1934(昭和9)年866校、1939(昭和14)年841校で男女の学校に分けて統計されていない。

学校数増加により、1938(昭和13)年度版「職員録」からは師範学校中学校、高等女学校女子実業学校、実業学校に三分冊されたため、1939(昭和14)年度版は学校種類が詳しく分類された。女子師範学校は師範学校中学校編へ移動し、高等女学校女子実業学校編は、官・公・私立高等女学校、公・私実科高等女学校の5種類の他、女子各種学校(310校)、

女子農業学校(8校)、女子商業学校(42校)、女子職業学校(304校)の9種類に分け、合計1803校に上る。昭和5年度と9年度では私立高等女学校の中に含まれていた各種学校は独立して分類され、310校と数えられるが、この中には「高等女学校ニ類スル各種学校」だけでなく、「実業学校に類する各種学校」や「其ノ他ノ各種学校」のうち、女子の学校も含まれると思われる。高等女学校・実高等女学校以外の学校数は合計664校であった(中等教科書協會, 1939, p. 1)。

しかし、このように詳しく分類してあるにも拘わらず、どの年も、大正後期と同様、北海道から始まる目次には高等女学校(中等程度ノ各種(女子)ノ学校ヲモ含む)の項にまとめて掲載され、学校種類の記載はなく、分類していない。「高等女学校ニ類スル各種学校」や女子実業学校は分類することなく、中等程度の各種(女子)の学校として扱われていたことになる。

本研究においては、「職員録」の分類に倣い、高等女学校、実科高等女学校以外の女学校を女学校(各種学校・女子実業学校)として分析する。

## 2. 体操科受持ち教員の実態

### (1) 学校数、体操科受持ち教員数

表1に1930(昭和5)年、1934(昭和9)年、1939(昭和14)年の内地各女学校の学校数、「職員録」掲載学校数と分析対象学校数、体操科受持ちの男女それぞれの合計と一校平均男女教員数を示した。女学校(各種学校・女子実業学校)のうち、高等女学校に類する各種学校については学校数、生徒数は文部省年報により把握できるが、その他の各種学校や女子実業学校については把握が困難である。本研究の対象である女学校(各種学校・女子実業学校)に相当する学校の「職員録」掲載学校数は1930(昭和5)年は477校、1934(昭和9)年は594校、1939(昭和14)年は647校であった。統計はできなかったが、これらの学校のなかには、高等女学校や実科高等女学校と同じ敷地に併設され、教員も兼職している場合もあった。

体操科受持ち男子教員は1930(昭和5)年は201人

(1校平均0.42人), 1934(昭和9)年は258人(1校平均0.43人),1939(昭和14)年は357人(1校平均0.55人)であった。357人中4人は出征中であった。この年の高等女学校では34人が出征中であった(掛水, 2014)のに比べて少数であった。体操科受持ち女子教員は1930(昭和5)年は225人(1校平均0.47人), 1934(昭和9)年は276人(1校平均0.46人),1939(昭和14)年は459人(1校平均0.71人)であった。

体操科受持ち男女教員合計は1930(昭和5)年は426人(1校平均0.89人), 1934(昭和9)年は534人(1校平均0.90人), 1939(昭和14)年は816人(1校平均1.26人)であった。1930(昭和5), 1934(昭

和9)は平均では1校に1名に満たなかったが, 1939(昭和14)年によやく1名を超えた。これらの教員のなかには前述したように, 高等女学校や実科高等女学校の教員を兼ねている場合もあった。

(2) 1校平均体操科受持ち教員数

図1は明治後期と大正後期の数(掛水, 2011a: 2015b)を加えて, 内地女学校(各種学校・女子実業学校)1校平均体操科受持ち教員数(合計, 男子, 女子)を示したものである。明治後期は1校平均女子教員0.4人から0.5人, 男子教員0.2人で女子の方が多く, 大正後期は男女同数で大正10年0.4人, 大正

表1 昭和戦前期中地女学校数、生徒数、体操科受持ち男女教員数

	学校数 (公立: 私立: 文部省 年報に よる)	生徒数 (公立: 私立: 文部省 年報に よる)	1校 平均 生徒数	『職員 録』 掲載 学校数	分析 対象 学校数	体操科受持ち教員数(『職員録』による)								
						男子教員			女子教員			男女合計		
						合計 人数	割 合 (%)	1校 平均 人数	合計 人数	割 合 (%)	1校 平均 人数	合計 人数	1校 平均 人数	
高等女学校	1930(昭和5)年	768	340525	443	774	774	753	51.8	0.97	700	48.2	0.90	1453	1.88
	1934(昭和9)年	786	362469	461	795	795	811	53.1	1.02	716	46.9	0.90	1527	1.92
	1939(昭和14)年	847	478185	565	857	857	939	49.4	1.10	963	50.6	1.12	1902	2.21
実科 高等女学校	1930(昭和5)年	204	27214	133	205	205	137	55.2	0.67	111	44.8	0.54	248	1.21
	1934(昭和9)年	181	25181	139	178	178	96	47.3	0.54	107	52.7	0.60	203	1.13
	1939(昭和14)年	170	32663	192	171	171	113	49.6	0.66	115	50.4	0.67	228	1.33
女学校 (各種学校・ 女子実業学校)	1930(昭和5)年				477	477	201	47.2	0.42	225	52.8	0.47	426	0.89
	1934(昭和9)年				594	594	258	48.3	0.43	276	51.7	0.46	534	0.90
	1939(昭和14)年				647	647	357	43.8	0.55	459	56.3	0.71	816	1.26

注)・『中等教育諸学校職員録』(1930年, 1934年), 『高等女学校女子実業学校職員録』(1939年)を分析した。  
・学校数・生徒数は文部省年報による。文部省年報の学校数と『職員録』掲載学校数の違いは調査時期によるものと思われる。

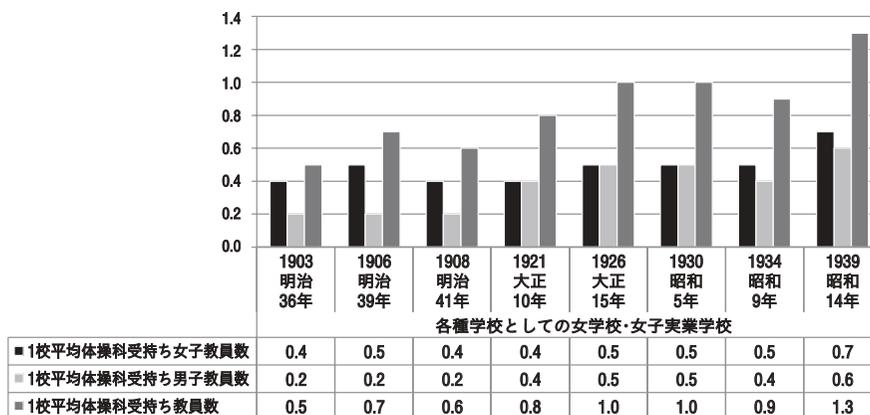


図1 1903(明治36)年から1939(昭和14)年各種学校としての女学校・女子実業学校1校平均体操科受持ち教員数(合計、男子、女子)

注) 各々小数点以下第2位を四捨五入したので、男女合計は必ずしも各々の合計と一致しない

15年0.5人で昭和戦前期には再び女子が多くなっている。女子教員は1930(昭和5)年、1934(昭和9)年0.5人、1939(昭和14)年0.7人、男子教員1930(昭和5)年0.5人、1934(昭和9)年0.4人、1939(昭和14)年0.6人であった。小規模の学校が多かったことと体操科は必修ではなかったため、どの年も男女とも1校1人に満たなかった。

### (3) 体操科受持ち教員男女割合

図2に示すように、昭和戦前期の女学校(各種学校・女子実業学校)の体操科受持ち教員中女子の占める割合は高等女学校より高く、女子が過半数を占めていた。1930(昭和5)年は52.8%であったが1939(昭和14)年は56.3%に増加している。「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」と定めていない学校であったが、女子教員の割合が高等女学校より高かったことは、女子体育教師の存在が認められていたためであると思われる。

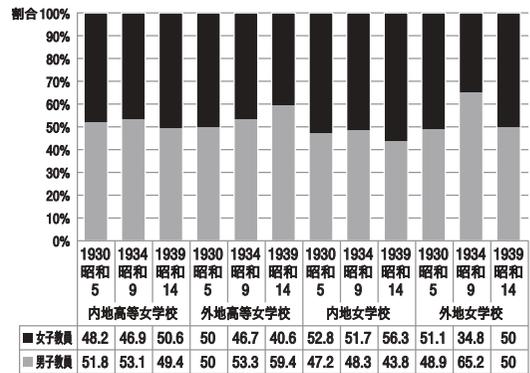


図2 昭和戦前期内地外地高等女学校・女学校(各種学校・女子実業学校)体操科受持ち男女教員割合

### (4) 体操科受持ち男女教員配置実態

1校平均では体操科受持ち男女それぞれの教員は1939(昭和14)年は0.5人以上となったが、1930(昭和5)年、1934(昭和9)年ともに1校平均0.5人以下の配置で、男女それぞれの体操科受持ち教員が配置

表2-1 1930(昭和5)年内地女学校(各種学校・女子実業学校)男女体操科受持ち教員配置実態

		男子教員数別学校数				計(割合)
		0人	1人	2人	3人	
女子教員 数別 学校数	0人	137 (28.7%)	126 (26.4%)	10 (2.1%)	1 (0.2%)	274 (57.4%)
	1人	143 (30.0%)	37 (7.8%)	5 (1.0%)	0	185 (38.8%)
	2人	12 (2.5%)	2 (0.4%)	1 (0.2%)	0	15 (3.1%)
	3人	1 (0.2%)	1 (0.2%)	0	0	2 (0.4%)
	4人	1 (0.2%)	0	0	0	1 (0.2%)
計(割合)		294 (61.6%)	166 (34.8%)	16 (3.4%)	1 (0.2%)	477 (100.0%)

表2-2 1934(昭和9)年内地女学校(各種学校・女子実業学校)男女体操科受持ち教員配置実態

		男子教員数別学校数				計(割合)
		0人	1人	2人	3人	
女子教員 数別 学校数	0人	164 (28.1%)	151 (25.9%)	18 (3.1%)	1 (0.2%)	334 (57.2%)
	1人	175 (30.0%)	47 (8.0%)	5 (0.9%)	1 (0.2%)	228 (39.0%)
	2人	16 (2.7%)	2 (0.3%)	1 (0.2%)	0	19 (3.3%)
	3人	0	0	2 (0.3%)	0	2 (0.3%)
	4人	1 (0.2%)	0	0	0	1 (0.2%)
計(割合)		356 (61.0%)	200 (34.2%)	26 (4.5%)	2 (0.3%)	584 (100.0%)

表2-3 1939(昭和14)年内地女学校(各種学校・女子実業学校)男女体操科受持ち教員配置実態

		男子教員数別学校数					計(割合)
		0人	1人	2人	3人	4人	
女子教員 数別 学校数	0人	88 (13.6%)	163 (25.2%)	21 (3.2%)	2 (0.3%)	0	274 (42.3%)
	1人	219 (33.8%)	74 (11.4%)	14 (2.2%)	2 (0.3%)	0	309 (47.8%)
	2人	31 (4.8%)	12 (1.9%)	3 (0.5%)	1 (0.2%)	0	47 (7.3%)
	3人	7 (1.1%)	2 (0.3%)	2 (0.3%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	13 (2.0%)
	4人	2 (0.3%)	0	0	0	1 (0.2%)	3 (0.5%)
	5人	1 (0.2%)	0	0	0	0	1 (0.2%)
計(割合)		348 (53.8%)	251 (38.8%)	40 (6.2%)	6 (0.9%)	2 (0.3%)	647 (100.0%)

されていない学校が半数以上あることになるが、ここでは、体操科受持ち男女教員がどのよう各校に配置されていたのかを明らかにする。

表2-1は1930(昭和5)年、表2-2は1934(昭和9)年、表2-3は1939(昭和14)年の1校当たりの体操科受持ち男女教員配置数を交叉させて比較したものである。表からわかるように、どの年も、体操科受持ち教員が皆無か男女どちらか一人ずつという学校が多かった。

体操科受持ち教員が全く配置されていない学校は1930(昭和5)年に28.7%(137校)、1934(昭和9)年に28.1%(164校)あったが、1939(昭和14)年には13.6%(88校)に減少した。体操科受持ち女子教員も同様で、配置されていない学校は1930(昭和5)年に57.4%(274校)、1934(昭和9)年に57.2%(334校)あったが1939(昭和14)年には42.3%(274校)に減少した。体操科受持ち男子教員が配置されていない学校は1930(昭和5)年に61.6%(294校)、1934(昭和9)年に61.0%(356校)、1939(昭和14)年に53.8%(348校)であった。前にも述べたように、女子教員の配置の方が多かった。

男女両方の体操科受け持ち教員が配置されていたのは、1930(昭和5)年9.6%(46校)、1934(昭和9)年9.9%(58校)、1939(昭和14)年17.5%(113校)に過ぎなかった。男女両方が配置されていても、一人ずつの学校が多かった。

高等女子学校の体操科は必修であったので、ほぼ全校に体操科教員が配置されていたが、女学校(各種学校・女子実業学校)の体操科は必修科目ではなかったため、体操科受持ち教員が配置されなくても良かったが、次第に体操科受持ち教員が配置されるようになった。

#### (5) 学校名称別体操科受持ち教員

各種学校としての女学校と実業学校としての女子学校の体操科は必修ではなかったが、これらの学校には前述したように、1930(昭和5)年には71.3%の学校に体操科受持ち教員が配置されていた。これらの学校の教育内容は多様であった。表3は、1930(昭和5)年における学校の教育内容を示す名称を学校

数が多い順に並べたものである。最も学校数が多かったのは女学校のみを付した校名の学校であった。これらの学校は普通教育をする学校で、「高等女学校

表3 1930(昭和5)年内地女学校(各種学校・女子実業学校)学校名称別 体操科受持ち教員配置数

種類	学校数					総計
	0人	1人	2人	3人	4人	
女学校のみ	24	<u>64</u>	18	3	1	110
裁縫	<u>29</u>	28	4	1	1	63
家政	10	<u>32</u>	8	1		51
技藝	11	<u>22</u>	6	1		40
実業	3	<u>31</u>	5			39
実践	7	<u>20</u>	1	1	1	30
職業	4	<u>20</u>	3	1		28
實科	8	<u>14</u>	3			25
商業	3	<u>14</u>	5	1		23
専修	2	<u>5</u>				7
音楽	<u>5</u>		1			6
實修	1	<u>4</u>				5
實務	<u>3</u>	2				5
夜間	1	<u>3</u>				4
英和		<u>2</u>	1			3
工藝		<u>2</u>	1			3
淑徳		<u>2</u>	1			3
割烹	3					3
英語	2					2
看護婦	2					2
産婆	2					2
産婆看護婦	2					2
美髪	2					2
興業			1			1
和英			1			1
勤勞			1			1
実業			1			1
實習			1			1
実践商			1			1
英學	1					1
手藝	1					1
整容	1					1
美術	1					1
美髪美容	1					1
文化	1					1
法	1					1
洋裁	1					1
實業家政	1					1
箏樂	1					1
藥	1					1
齒科技工	1					1
タイピスト	1					1
総計	137	269	59	9	3	477

注) 斜体アンダーラインの数字は学校名称別最多

ニ類スル各種学校」の場合が多いと思われる。110校中86校(78.0%)の学校に体操科受持ち教員が配置されていた。

以下学校数が多い順に、体操科受持ち教員配置学校数を見ると、裁縫学校63校中34校(54.0%)、家政学校51校中41校(80.4%)、技芸学校40校中29校(72.5%)、実業学校39校中36校(92.3%)、実践学校30校中23校(76.7%)、職業学校28校中24校(85.7%)、実科学校25校中17校(68.0%)商業学校23校中20校(87.0%)であった。これらの学校は戦後、新制高校の家政科、商業科等に継承する学校であり、体操科受持ち教員が配置される学校の割合が高かった。

その他、表に見られるように割烹学校、英語学校、看護婦学校、産婆学校、産婆看護婦学校、美髪学校など様々な職業教育をする学校には体操科受持ち教員は配置されていないことから、体操科の授業はなかったと推察される。

## (6) 体操科教科名

図3は「職員録」に教員の受持ち教科名として記載された体操科教科名を示したものである。男女ともに、体操が大多数で、次いで女子教員は薙刀、遊戯、男子教員は弓が見られる。1939(昭和14)年の体操科受持ち女子教員の増加は薙刀受持ち教員の増加も影響しているものと思われる。第二次改正学校体操教授要目(昭和11年)で、高等女学校にも弓道、薙刀を加えても良いこととなったためであり、高等女学校と同様の教員増であった。薙刀、弓の教員は「職員録」後部に記載されている場合が多いこと、いくつかの学校に同じ名前が記載されていることがあることから、その学校の専任教員ではない教員があると思われる。

## (7) 受持ち教科数

本研究での体操科受持ち教員は必ずしも体操科教員ではない。他教科を専門とする教員による体操科も併せての受持ちや、現在の小学校のように、1人で何教科かを受け持っていることがあった。また、女子体操科教員養成機関では体操科のみの教員養成ではなく、私立東京女子体操音楽学校、女高師国語体

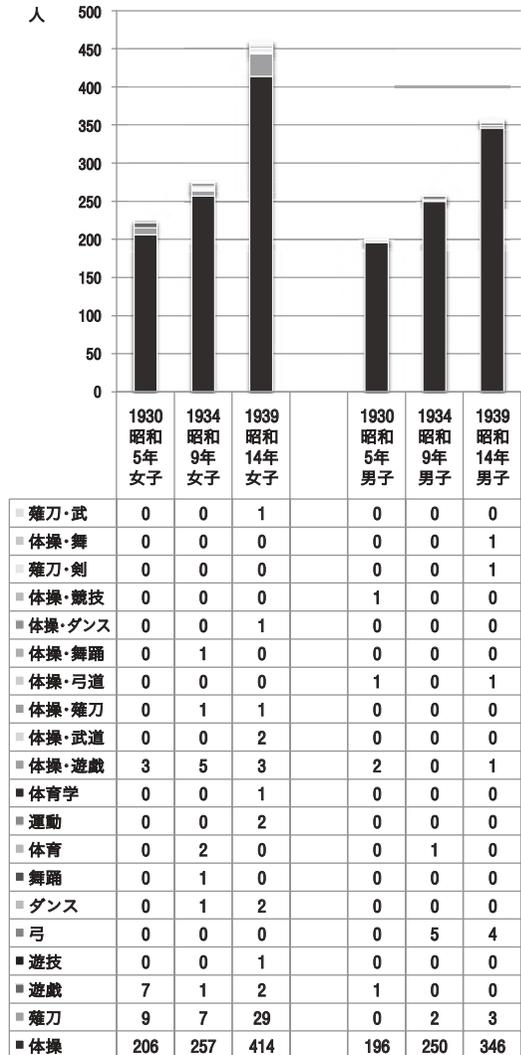


図3 昭和戦前期内地女学校(各種学校・女子実業学校)体操科受持ち教員教科名

操専修科、第六臨教体操家事科、中京高等女学校家事体操専攻科などの学校名や学科名からも分かるように、複数教科を併せて学ぶことが一般的であった。

図4-1と図4-2は明治後期と大正後期の数値(掛水, 2011a; 2015b)を加えて、体操科受持ち男女教員の受持ち教科数の変化を人数と割合で示したものである。女子教員は1903(明治36)年には体操科1科のみの受持ちは23.8%であったが、次第に増加し1939(昭和14)年には58.0%になった。それに反し

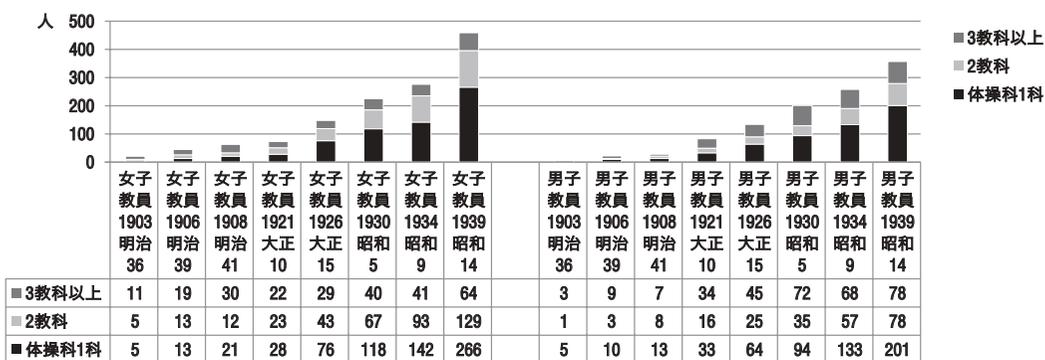


図4-1 明治後期から昭和戦前期内地女学校(各種学校・女子実業学校) 体操科受持ち教員受持ち教科数別人数

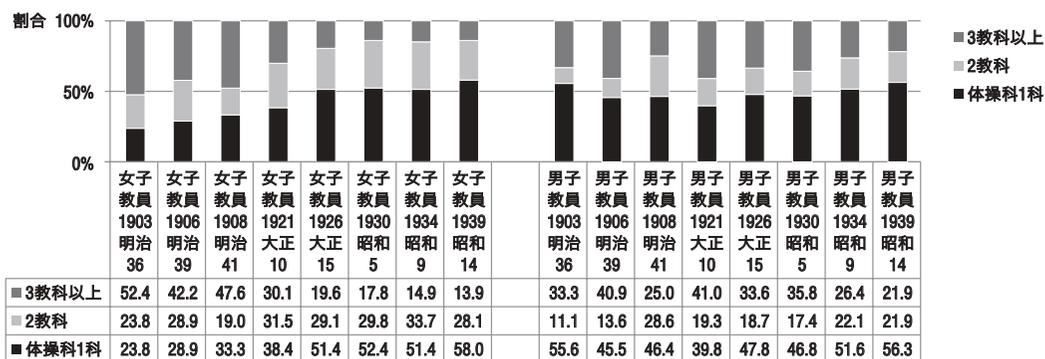


図4-2 明治後期から昭和戦前期内地女学校(各種学校・女子実業学校) 体操科受持ち教員受持ち教科数別人数(割合・%)

て3教科以上の受持ちは減少し1903(明治36)年の52.4%から1939(昭和14)年には13.9%となった。2教科の受持ちの割合には大きな変化がなかった。2教科受持ちの女子教員の体操科以外の教科の最多は1930(昭和5)年67人中45人(67.2%)、1934(昭和9)年98人中62人(63.3%)、1939(昭和14)年129人中85人(65.9%)と、ほぼ二分の二は音楽(唱歌)であり、他に、家事、裁縫、国語などであった。男子教員は多様な教科と併せての受持ちであった。男女教員ともに高等女学校と同じ傾向であった。明治後期から昭和戦前期まで男子教員には女子教員ほど大きな変化は見られない。

男女教員ともに昭和戦前期においても体操科1教科のみの受持ちが50%台程度で、高等女学校ほど増加しなかった(高等女学校昭和14年女子72.2%、男子77.0%)。3教科以上の受持ちは男女とも次第

に少なくなるが、1939(昭和14)年になっても女子13.9%、男子21.9%で高等女学校に比べて多い(高等女学校昭和14年女子5.9%、男子8.0%)。

体操科のみの受持ちとなるということは「女子教師」から「女子体育教師」として特化することを意味する。女学校(各種学校・女子実業学校)の女子教員は女子体育教師としての特化が遅れ、女子教師と女子体育教師が混在していたことになる。小規模の学校では、一人で複数教科を受け持つことが必要であったためと考えられる。

(8) 体操科受持ち女子教員出身校および外国人

1903(明治36)年以後では、1911(明治44)年から1937(昭和12)年まで、女高師では体操科教員養成は行われなかった。1915(大正4)年に教員不足を補うために、裁縫科、家事科と併せた体操科教員

養成を目的として第六臨教に家事科一部（大正7年に体操家事科に改めた）が設置された。臨時的措置であるはずの臨教で、体操科に関わる学科のみが女高師に代わるものとして、女高師に体育科が設置される1937（昭和12）年まで常設化されていた（掛水、2010）。

体操科受持ち女子教員数は明治後期以降増加し続けており、1921（大正10）年と1926（大正15）年の間、1934（昭和9）年と1939（昭和14）年の間の増加が著しい。明治後期大正後期の数値も加えて、体操科受持ち女子教員出身校と外国人を女高師（東京、奈良、臨教（第六、第三）、各私立女子体操学校<sup>注3</sup>）の卒業生名簿、同窓会名簿や女高師一覧等と照合して明らかにした。2015年8月23日までに判明した範囲で、官立私立別を図5-1と図5-2、学校別を図6に示した。出身校を明らかにできたのは1930（昭和5）

年225人中124人（55.1%）、1934（昭和9）年276人中162人（58.7%）、1939（昭和14）年459人中255人

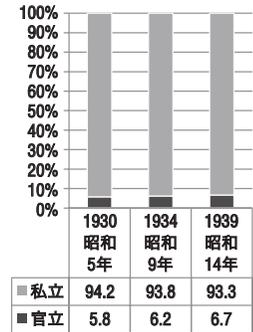
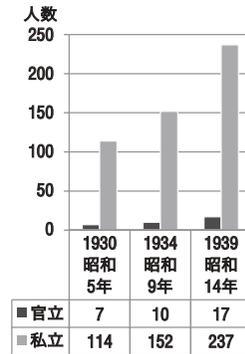


図5-1 昭和戦前期内地女学校（各種学校・女子実業学校）体操科受持ち教員出身校官立私立別人数

図5-2 昭和戦前期内地女学校（各種学校・女子実業学校）体操科受持ち教員出身校官立私立別人数割合（%）

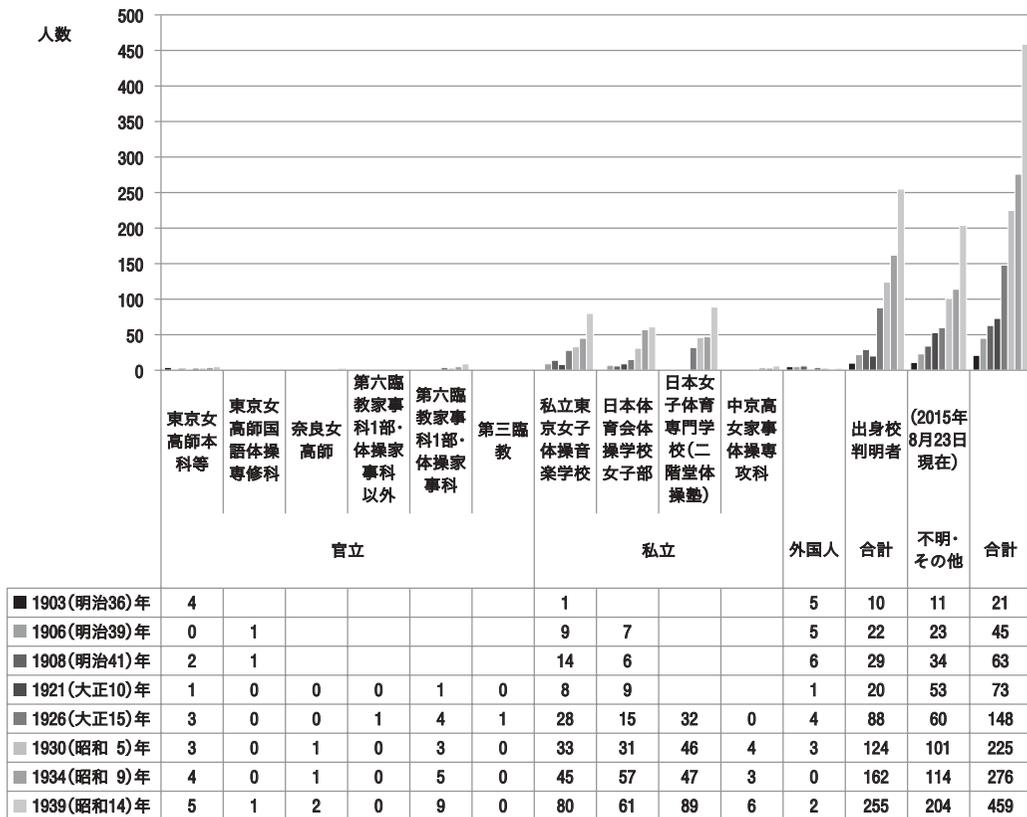


図6 明治後期から昭和戦前期までの女学校（各種学校・女子実業学校）体操科受持ち女子出身校および外国人  
注） 空欄は未だ卒業生なし

(55.6%)のみである。

官立私立別に見ると、判明者のうち私立学校出身者が占める割合は1930(昭和5)年94.2%, 1934(昭和9)年93.8%, 1939(昭和14)年93.3%で、大多数が私学の出身であった。1921(大正10)年89.5%, 1926(大正15)年89.3%であったので昭和戦前期の方がさらに高い割合となった。私立女子体操学校のなかでも、私立東京女子体操音楽学校、日本体育会体操学校女子部、日本女子体育専門学校3校の卒業生で占められている。判明した範囲で最多は1930(昭和5)年日本女子体育専門学校46人、1934(昭和9)年日本体育会体操学校女子部57人、1939(昭和14)年日本女子体育専門学校89人であった。

官立では、東京女高師本科等、奈良女高師の出身者が見られるが年5人以下であった。第六臨教体操家事科卒業生の数は次第に増加しているが、その数は少なかった。

外国人とは英語や音楽等と併せて体操科も受け持ったキリスト教主義女学校の外国人女性宣教師のことであるが、明治後期以降次第に減少していった。

その他の学校出身者は分類せず、不明・その他に含めた。出身校を明らかにできない者も残されている。結婚等による改姓が不明、名前の字体が様々で見落とした可能性もあるが、各種学校教員の資格は定められておらず、実業学校教員資格は定められてはいたが高等女学校と同様に無資格教員が容認されていたという理由からである。佐々木(2004, p. 38)は「実業学校には、その後身である高等学校職業学科と同様に、様々な教職員が配置されており、1907年に制定された『公私立実業学校教員資格ニ関する規程』以来、『無資格』教員の配置も容認されていたことを確認できる。実業学校は無資格教員の存在を最初から予定していたわけで、旧学制の特徴の一つといえる」と書いている。高等女学校でも、高等女学校二学年以下の教授を担当する教員は小学校本科正教員免許状を有する者でも採用された(官報 第五一五五號 明治三十三年九月六日 p. 81)うえ、教員免許状を所有しない者が所有する者の二倍を超過する場合は文部大臣ノ認可が必要であったものの、教員免許状を所有しない者でも教員になることが

できたので、女学校(各種学校・女子実業学校)では、さらに、多様な教員が存在していたと考えられる。

女学校(各種学校・女子実業学校)で体操科を受け持っていた女子教員は、女高師、臨教、女子体操学校以外の出身者が多かったということになる。出身校を明らかにできなかった者の中には女子師範学校卒業生や体操科を主として学んでいなかった者もあると思われる。大正後期同様、教育制度の中心にあった学校ほど、官立の女高師や臨教出身者が配置され、傍系にあった女学校(各種学校・女子実業学校)へは私立女子体操学校出身者や出身校を明らかに出来なかった多様な教員が配置されていた。

## まとめ

本研究では、『中等教育諸学校職員録』(1930年、1934年)、『高等女学校女子実業学校職員録』(1939年)を手懸かりに、昭和戦前期における内地女学校(各種学校・女子実業学校)の体操科受持ち教員の実態を明らかにしてきた。これらの女学校は、1903(明治36)年の高等女学校教授要目による「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」の制約を受けない学校である。

女学校は高等女学校や実科高等女学校に併設され、教員も兼職することにより、体操科教員が配置されている学校もあった。学校規模が小さく、多様な教育内容で、体操科は必修科目ではなかったため、体操科教員が全く配置されていない学校もあり、女学校1校平均体操科受持ち教員数は高等女学校に比べて少ない。

1校平均体操科受持ち女子教員は1930(昭和5)年と1934(昭和9)年は0.5人、1939(昭和14)年は0.7人、男子教員は1930(昭和5)年と1934(昭和9)年は0.4人、1939(昭和14)年は0.6人であった。男子教員より女子教員が僅かに多かった。体操科受持ち教員中、女子教員が占める割合は1930(昭和5)年の52.8%から1939(昭和14)年56.3%に増加し高等女学校より高い割合であった。

体操科受持ち女子教員が増加しても、1930(昭和5)年57.4%, 1934(昭和9)年57.2%, 1939(昭和

14)年42.3%の学校に体操科受持ち女子教員がいなかった。1903(明治36)年の高等女学校体操科教授要目で示された「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」は高等女学校でも実現できていなかったが、高等女学校令によらない女学校(各種学校・女子実業学校)ではさらに、実現できていなかった。

体操科教科名は体操が大多数で、次いで女子教員は薙刀、遊戯、男子教員は弓であった。第二次改正学校体操教授要目(昭和11年)で高等女学校にも弓道、薙刀を加えても良いこととなったため、特に1939(昭和14)年に女子教員の薙刀受持ちが増加した。

女子教員は体操科1科のみの受持ちが次第に増加し1939(昭和14)年には58.0%になった。それに反して3教科以上の受持ちは減少し1939(昭和14)年には13.9%となった。2教科受持ちの女子教員の三分の二は音楽(唱歌)、男子教員は多様な教科と併せての受持ちであった。男女教員ともに高等女学校と同じ傾向であった。男女教員ともに昭和戦前期においても体操科1教科のみの受持ちは高等女学校ほど増加せず、女学校(各種学校・女子実業学校)の女子教員は女子体育教師としての特化が遅れ、女子教師と女子体育教師が混在していた。

どの年も半数強の出身校を明らかにできなかった。私立女子体操学校出身者が次第に増加し、判明者のうち私立学校出身者が占める割合はどの年も93%以上となった。私学は明治期からの2校に大正末期に2校が加わり4校になり、大正末期から昭和初期にかけて無試験検定出願が認められたため卒業生の大多数は有資格となった。官立学校出身者は年5人以下であった。第六臨教体操家事科卒業生の数は次第に増加しているが、その数は少なかった。外国人女性宣教師も次第に減少していった。

女子体育教師は体操科1科あるいは音楽と併せて2科を受け持つ私立体操学校出身者が主流となった。高等女学校令によらない女学校でも体操科を課していた学校の体操科受持ち教員の実態は、高等女学校に準じており、女子中等学校全体で、女子体育教師が確立していったと捉えることができよう。

## 注

- 1) 本研究では、「教員」、「教師」が用いられている。制度としては「教員」を用い、教科名を付すと、「体操科教員」、女子を付すと「女子教員」となる。総称する場合には「教師」を用いる。また、これまで、体操科に相当する教科名は変遷している。本研究では、体操科に相当する教科の女子教師の総称としては「女子体育教師」を用いる。
- 2) 戦前の教員史研究では内地のみではなく外地も併せて研究する必要性があり、外地の研究も進めているが、外地については別稿に譲る。「内地」とは、大日本帝国憲法施行以前からの領域であり、「外地」とはその後拡大された領域、すなわち台湾・朝鮮・関東州・樺太・南洋諸島などを一括する呼称であるとされる。「外地」という用語には問題性が指摘されるが、本研究では「外地」を用いている。
- 3) 中京高等女学校女家事体操専攻科卒業生名は、平野(2008)の研究による。

## 文献

- 平野久美子(2008) 可児徳の体育思想と実践—大正自由教育を中心に—。名古屋大学大学院教育発達科学研究科修士論文。
- 掛水通子(1987) 昭和期旧制度期における中等学校体操科(体錬科)教員免許状女子取得者について。東京女子体育大学紀要, 22: 1-10。
- 掛水通子(1993) 女子体育教員養成機関卒業生の職歴に関する研究(1): 私立東京女子体操音楽学校, 東京女子体育専門学校, 東京女子体育短期大学, 東京女子体育大学1920-84年卒業生への調査から。東京女子体育大学紀要, 28: 1-10。
- 掛水通子(1994) 昭和旧制度期における「女子体育は女子の手で」に関する研究。東京女子体育大学紀要, 29: 1-8。
- 掛水通子(1995) 戦前のわが国の女子体育教師の教育に関する研究。東京女子体育大学紀要, 30: 13-26。
- 掛水通子(2010) 女子体育教師養成史における臨時教員養成所の位置と役割。東京女子体育大学東

- 京女子体育短期大学紀要45:1-13.
- 掛水通子(2011a) 明治後期における各種学校としての女学校体操科受持ち教員について—『諸學校職員録』、『中等教育諸學校職員録』を手懸かりに一. スポーツとジェンダー研究, 9:4-18.
- 掛水通子・山田理恵(2011b) 明治後期における高等女学校体操科受持ち教員の実態について:「体操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」の実現状況. 体育学研究, 56(2):451-465.
- 掛水通子(2013a) 大正期旧外地における女子中等学校体操科受持ち教員について:『中等教育諸學校職員録』を手懸かりに. 東北アジア体育・スポーツ史学会第10回記念大会ポスター発表.
- 掛水通子(2014) 昭和戦前期における高等女学校・実科高等女学校体操科受持ち教員について:『中等教育諸學校職員録』(1930年, 1934年), 『高等女學校女子實業學校職員録』(1939年)を手懸かりに. 日本体育学会第65回大会口頭発表.
- 掛水通子(2015a) 大正後期高等女学校・実科高等女学校体操科受持ち教員について:『中等教育諸學校職員録』を手懸かりに. スポーツとジェンダー研究, 13:4-18.
- 掛水通子(2015b) 大正後期における中等程度各種の女学校体操科受持ち教員について:『中等教育諸學校職員録』を手懸かりに. 東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要, 50:31-44.
- 掛水通子(2015c) 昭和戦前期外地における女子中等学校体操科受持ち教員について:『中等教育諸學校職員録』(1930年, 1934年), 『高等女學校女子實業學校職員録』(1939年)を手懸かりに. 東北アジア体育・スポーツ史学会第11回大会口頭発表.
- 掛水通子(2015d) 昭和戦前期における女学校(各種学校・女子実業)体操科受持ち教員について—『中等教育諸學校職員録』(1930年, 1934年), 『高等女學校女子實業學校職員録』(1939年)を手懸かりに一. 日本体育学会第66回大会口頭発表.
- 官報 第五一五五號 明治三十三年九月六日 p. 81. (復刻版, 官報(明治編)9(9), 1987 龍溪書舎:東京.)
- 加島大輔(2008) 第一章 各種学校の教員像. 土方苑子編, 各種学校の歴史的研究 明治東京・私立学校の原風景, 東京大学出版会:東京, pp. 279-301.
- 加藤陽子(1996) 徴兵制と近代日本. 吉川弘文館:東京.
- 文部省(1933) 日本帝国文部省第五十八年報自昭和五年四月至昭和六年三月 下巻. 文部省:東京. (復刻版1983年 宣文堂:東京.)
- 文部省(1938) 日本帝国文部省第六十二年報自昭和九年四月至昭和十年三月 下巻. 文部省:東京. (復刻版1984年 宣文堂:東京.)
- 文部省(1979) 文部省第六十七年報自昭和十四年四月至昭和十五年三月下巻. 文部省:東京. (復刻版)
- 文部省(1972) 学制百年史記述編. 帝国地方行政学会:東京.
- 永田進(1938) 師範学校中学校高等女学校体操科教授担任教員の資格に関する考察(一) 中等諸学校体操科教員調査 第一報. 体育研究, 5(5):58-106.
- 日本女子体育大学日本女子体育短期大学松徳会(1985) 会員名簿昭和60年. 日本女子体育大学日本女子体育短期大学松徳会:東京.
- 日本体育大学同窓会(1983) 日本体育大学同窓会会員名簿. 日本体育大学同窓会:東京.
- 佐保会会員名簿委員会(1998) 佐保会会員名簿(平成10年3月31日現在). 社団法人佐保会:奈良.
- 佐々木亨(2004) 実業学校における実習指導教員等の制度とその歴史. 産業教育学研究, 34(1):38-39.
- 社団法人桜蔭会(2002) 桜蔭会名簿. 社団法人桜蔭会:東京.
- 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学藤栄会(1992) 会員名簿. 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学藤栄会:東京.
- 中等教科書協會(1930) 昭和五年五月現在 第二十七版 中等教育諸學校職員録. 中等教科書協會:東京.

- 中等教科書協會(1934) 昭和九年五月現在 第三十一版 中等教育諸學校職員録. 中等教科書協會:東京.
- 中等教科書協會(1939) 昭和十四年五月現在 第三十六版 高等女學校女子實業學校職員. 中等教科書協會:東京.
- 中等教科書協會(1933) 中等教科書協會三十年史, 中等教科書協會:東京.
- 中等教科書協會(1941) 中等教科書協會有終史, 中等教科書協會:東京.
- 教育史編纂会(1964a) 明治以降教育制度發達史 第七卷. 教育資料調査会:東京.
- 教育史編纂会(1964b) 明治以降教育制度發達史 第八卷. 教育資料調査会:東京.
- 文部省(1972) 学制百年史記述編, 帝国地方行政学会:東京.

#### 付記

本研究は「平成22-26年度科学研究費補助金基盤研究(C) 課題番号22500552 戦前における女子体育教師の確立過程と役割:『中等教育諸學校職員録』を手懸かりに」による研究の一部であり, 平成27年度は東京女子体育大学奨励個人研究費の補助を受けた. 本研究の要旨を2015(平成27)年8月27日に日本体育学会第66回大会で口頭発表した.